

令和元年度 第2回横手市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日時 令和2年3月3日(火) 午後2時30分～3時30分

場所 クリーンプラザよこて2階研修室

出席者

審議会委員

- 1番 笠井 みち子
- 2番 高野 恵津子
- 3番 小松田 かよ子
- 4番 黒政 和子
- 5番 鷹田 芳子
- 6番 高橋 弘子
- 7番 小棚木 美和子
- 8番 中谷 武司
- 9番 佐藤 政彦
- 10番 鈴木 勝
- 11番 熊谷 昇
- 13番 鈴木 久徳
- 14番 佐藤 哲也
- 16番 山本 眞喜子
- 17番 佐藤 政実
- 18番 上田 卓巳
- 19番 高橋 俊嗣 (代理出席 藤田 賢一)

欠席者

審議会委員

- 12番 高橋 長一
- 15番 遠藤 宗一郎

事務局

市民福祉部長	竹原 信寿
生活環境課長	東海林 宗徳
生活環境課廃棄物対策係長	高田 寛久
生活環境課廃棄物対策係 主査	大庭 誠
生活環境課廃棄物対策係 主査	大友 宣宏
生活環境課廃棄物対策係 主事	片倉 大吾

1、開 会

課 長： 皆さん大変お疲れ様です。本日は大変お忙しい中、横手市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今回はコロナウイルスの関係でマスクの配布であったり、座席の配置も変更させていただきました。また、事前に会議の時間を1時間30分とご案内していましたが、これも出来るだけ短時間で終了できればと考えております。

それでは、只今より令和元年度第2回横手市廃棄物減量等推進審議会を開催します。

はじめに当審議会の黒政会長よりご挨拶をお願いいたします。

2、会長あいさつ

会 長： 黒政です。先ほど事務局よりお話があったとおり、コロナウイルス対策で、会議もスムーズに進めてまいりたいと思います。また、私も本日マスクをしており、聞こえづらいかもしれませんが、いつもと座席配置も異なっていますがご協力をよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。今日はよろしくをお願いいたします。

3、議事録署名委員の選任

会 長： 議事録を残すため、議事録署名委員を選任したいと思います。

今回は13番の鈴木久徳委員、14番の佐藤哲也委員にお願いしたいと思います。

4、協 議

会 長： それでは市長より当審議会へ2つの案件を諮問されておりますので、審議に入らせていただきます。

案件(1)「令和2年度横手市一般廃棄物処理実施計画」について事務局より説明をお願いします。

事務局：「令和2年度横手市一般廃棄物処理実施計画」(案)について(諮問)

(事前配布資料の差し替え部分について説明後、事務局より当日資料に沿って説明)

会 長： ただいま事務局より令和2年度横手市一般廃棄物処理実施計画(案)について、かいつまんだ形で説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

委 員： その他の施策についてですが、不法投棄防止対策の中身について質問があります。環境監視員を廃止し、令和2年度より新しい方法で行う、とありますが例えばパトロールについて、巡回車に何か表示をするのでしょうか。普通の車で行うのか、それともパトロール中であることを明確にしながら行うものなのでしょうか。またパトロール台数は何台くらいで行う予定ですか。毎日行うのでしょうか。

事務局：まずは環境監視員とは、というところから説明させていただきますと、これまで50数名の方を委嘱し月に2回以上それぞれの地区でパトロールをしていただいております、これまでは各監視員の自家用車で行っておりました。各自家用車にマグネットを貼付け、「パトロール中」であることがわかるような方法で巡回していました。

令和2年度よりこの方法を改め、横手市の非常勤職員が公用車でパトロールを行うこととなります。新年度に新たに専用の軽トラックを購入予定ですが、既存のものとあわせて2台の車で監視活動を行う予定です。これまで同様パトロールしていることを表示することは可能ですので、そのようにしたいと考えています。今回新たな方法に改める一番の目的は、これまでの環境監視員と異なり、市の非常勤職員が行うことで、不法投棄物を発見しただけですぐに回収を行うことができるというのが大きな変更点です。今までは民間の方をお願いしていた関係で、不法投棄物を見つけても、市に報告をいただいていただけで、結局は市の職員が現地より回収していました。現在の計画では生活環境課非常勤職員7名をローテーションさせ、週3回程度2人1班で巡回させたいと考えております。また、随時通報いただいたものを回収することも検討しておりますし、横手市ごみ分別アプリからの通報にも対応したいと考えております。

会 長：私も環境監視委員のことについて今回初めて耳にしまして勉強になりました。委員、ただいまの回答でよろしいでしょうか。

委 員：今の回答を受けての質問なのですが、例えばパトロール中に洗濯機なり冷蔵庫の不法投棄を発見した場合など、市が回収した後に誰がお金をかけて処分するのでしょうか。

事務局：結論から簡単に申し上げますと、市の税金で処分することになります。ただ不法投棄の中に個人情報などがみつき、排出者を特定できたような場合は、市が処分するのではなく、警察に通報するなどして捨てた方に処分してもらうことになります。ただ、どうしても排出者が特定できない場合は、ごみをごみをよぶ前に、処分した方が結果的に環境が守られるものと考えております。

会 長：よろしいでしょうか。その他何かございませんか。

委 員：今回の説明にはなかったのですが、以前の審議会ですらいつでも段ボール等の資源物を出せるようなボックスを作るという話を伺ったのですが、その効果というか結果はどうなったものでしょうか。この表を見ると資源ごみの段ボールがあまり増えていないような気がするのですが。

事務局：今の質問については、資料の3ページを見ていただければと思います。ここに常設型資源回収ステーションとの記載があります。現在は試行期間とし、市内3カ所に設置しています。クリーンプラザよこて前、横手市役所平鹿地域局、大雄地域局にそれぞれ置かせていただいております。形状はヨド物置のようなもので、新聞紙・段ボール等の古紙、それから衣類を置けるようにしています。この部分の資源量の計算方法は担当より説明します。

事務局：常設型ステーションは平成30年度より運用を開始して、今年度で2年目となります。古紙類の搬出量は増加しており利用率は順調に上がっています。ではなぜ資源量のうち段ボールが減ったのかということでしたが、要因として2点ほど理由が考えられます。まず1つ目は純粹に人口減による資源量全体の排出量が減ったこと、2つ目は資料の5ページを見ていただきたいのですが、集団資源回収というものも影響しています。集団資源回収とは何か、ということですが、これは各PTA 団体ですとか町内会等が行っているいわゆる廃品回収のことです。廃品回収を行ったことを市に報告をすることで、市から補助金が出るのですが、5ページにカウントされるのはあくまでその制度に則った補助金を支出したものが計上されます。今年度この集団資源回収の量が100トンほど減っておりますが、その理由として大きな団体の申請漏れということが挙げられます。申請がなければ、こちらでも量を把握することができません。この漏れの分が約90トンほどあるようで、この分を計上できなかったことも理由として考えられます。つまり、常設型ステーションの利用率は上昇しているものの、資源量総量は減っているという結果になっております。

会長：よろしいでしょうか。その他何かございませんか。無いようですので、ほぼ意見は出尽くしたようです。それでは「令和2年度横手市一般廃棄物処理実施計画(案)」については、ただいま事務局から説明があったとおりとし、「原案は適正である」と判断し等審議会から答申することとしますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

会長：異議なしとの声がありましたので、それではそのように答申いたします。続きまして案件(2)に進みます。一般廃棄物収集運搬業(特定家庭用機器廃棄物)の新規許可について、事務局から説明をお願いします。

事務局：「一般廃棄物収集運搬業(特定家庭用機器廃棄物)の新規許可について」(案)について(諮問)
(事務局より当日資料に沿って説明)

会長：ただいま事務局より「一般廃棄物収集運搬業の新規許可について」(案)について説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。事業者さん側の意見も伺いたいと考えますので、まずはA委員さんどうでしょうか。

A委員：この申請については各地域に既存の業者がおりますので、対応は可能ではないかと考えます。そしてまた横手環境協議会に連絡いただければ、その地域で収集運搬できる業者さんを紹介しますので、今回ヨコウンさんの許可区域を広げなくともいいのではと思います。

会長：ありがとうございます。B委員はどうでしょうか。

B委員：今現在何か問題とかトラブル等は出ているのでしょうか。

事務局：住民からは市に特に苦情等はありませんが、申請者であるヨコウンさんからの話によれば、許可エリアについてよくわからない方から電話が来ることが多く、その際に断るのが申し訳ない気持ちもあり今回申請したとのこと。先ほどA委員の発言の中にあつたように、その際に既存の許可業者を紹介することで、結果的に市民には迷惑はかからないものと考えます。

B委員：わかりました。各エリアに業者が増えてしまうことで結果的にダンピングが起き、不法投棄につながるようなことがあっては大変なことです。今のままでよいものと思います。

会 長：ありがとうございます。C委員からは何かございませんか。

C委員：我が社では、家電四品目の収集運搬の依頼はあまりありません。というのは、家電四品目は家電販売店で買い替えの際に引き取ることもできるわけで、多くの方がそのようにしていると考えています。このようなことから現状のままで問題はないと考えます。

会 長：ありがとうございます。何かございませんか。他に意見がなければ一般廃棄物収集運搬業の新規許可については、先ほど事務局から説明があつたとおりとし「原案は適正である」と判断し当審議会から答申することとしますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長：ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、それではそのように答申いたします。次に報告に進みます。ごみ分別アプリの配信実績等について、事務局から説明をお願いします。

5、報 告

「ごみ分別アプリ」の配信実績等について(報告)

事務局：(資料に沿って説明)

会 長：私もスマホでこのアプリを利用させていただいておりますが、若い方と一緒に暮らしているとアプリのインストールの仕方を習ったりして、いれやすいと思います。ただ、ガラケーをお使いの方とか、高齢の方には普及はまだ進んでいないものと思います。私はこのような委員をしていることが地域の人に知られていますので、よくごみの分別について聞かれることがあります。そのような場合、今までは家まで分別冊子を取りに行つて確認しておりました。アプリを入れてからはその場ですぐ調べることができるようになり、とても便利になりました。ただ、ごみ出しはおばあちゃんたちがやってい

る家庭が多いように感じまして、そこへの普及はまだまだなのかと感じています。いま事務局からごみ分別アプリの報告がありましたが、何かお聞きしたい事がございましたらご発言願います。

委員：私もこのアプリを入れており、とても便利だと感じています。ただやはり今は核家族化が進んでいて若い方と同居する高齢者は少なくなっていく中で、普及率には限界があると思いますが、市ではアプリ以外でごみの分別情報の周知はどのようにお考えですか。

事務局：アプリをインストールしていただきありがとうございます。本日皆様にはお配りできる状態ではないのですが、私の手元に「新しいごみの分け方・出し方」令和版の原稿があります。全32ページで4月1日号の市報と一緒に全戸配布いたします。中身についても平成28年に作成した冊子と比べて大幅にリニューアルします。簡単に言えば、今アプリとしてリリースしている内容をそのまま冊子にしているという感じです。冊子にした方が見やすいという方が多いということも市では承知しています。また来年度は、各集積所に備え付けている看板といいますが、分別を説明しているプレートがありますが、これも全面刷新します。これまでのものは素材も弱く、クリーンプラザがオープンしてからだいぶ傷んできました。次回作成するものは、素材も強いもので、かつ内容も新しい冊子に揃え備え付ける予定です。スマホがなくともプレートでもごみ出しがわかりやすくなるようなものを作りたいと考えております。市が全面的にスマホに移行しようとしているわけではありません。冊子とアプリを両建てで今後も分別の周知をしていきたいと考えております。

会長： よろしいでしょうか。それでは分別アプリはこれくらいとしまして次にすすみたいと思います

6、その他

会長： 最後にその他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 廃棄物減量等推進審議会委員の任期(令和2年5月31日まで)について口頭での説明。

会長： 委員の皆様からも何かありませんか。今、委員の任期のことで説明と再任についてのお願いがありました。これ以上意見等がないようであれば、これで議長の任を解かせていただきたいと思います。予定より30分早く終了できそうで、皆様にはスムーズな進行にご協力いただきありがとうございます。本日はお疲れさまでした。

7、閉会

課長： 会長ありがとうございました。それではこれでこの会を終了したいと思います。くれぐれも交通事故には気を付けてお帰り下さい。

令和 年 月 日

議事録署名委員
